

中小企業等経営強化法に基づく税制措置に関するご協力

現在、税の軽減に関するものが、2種類発表されております。(併用可能)

- 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- 中小企業経営強化税制 生産性向上設備 (A 類型)
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

良く混同されますが、違いは以下となります。

	中小企業等経営強化法に 基づく固定資産税の軽減措置	中小企業経営強化税制 生産性向上設備 (A 類型)
制度の概要	中小事業者等が、適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減。	青色申告書を提出する中小事業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、即時償却又は取得価額の10% (資本金3000万円以上は7%) の税額控除を選択適用可能。
中小企業者等	① 資本金(出資金)の額が1億円以下の法人 ② 資本金(出資金)を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人 ③ 常時使用する従業員数が1000人以下の個人	左項目に ④ 協同組合等 が追加。
一定の設備 (この項目に対し工業 会から証明書を取得)	① 一定期間内に販売されたモデル(最新モデルの必要なし) ② 経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備	同左
対象設備	① 機械装置(10年以内)、 ② 一部の工具(5年以内)、 ③ 器具備品(6年以内)、 ④ 建物付属設備(14年以内)	左項目に ⑤ ソフトウェア(5年以内) が追加
担当省庁	中小企業庁	中小企業庁

その他満たすべき要件

- 従前と異なり、経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得することが「原則」です。つまり、工業会証明書を取得した後、経営力向上計画の認定を受け、その後設備取得しなければなりません。

例外として、

- ✓ 固定資産税の場合は、設備取得後 60 日以内に工業会証明書、経営力向上計画の申請（受理）を行い、認定までの標準処理時間 30 日を含めて、設備取得した年の 12 月 31 日までに経営力向上計画の認定を受ける必要があります。（1 月 1 日が賦課期日のため）この期日を過ぎて認定を受けた場合、減税の期間が 2 年となります。
- ✓ 中小企業経営強化税制の場合は、設備取得後 60 日以内に工業会証明書、経営力向上計画の申請（受理）を行い、認定までの標準処理時間 30 日を含めて、設備取得した各企業の年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。この期日を過ぎて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできません。
- 詳しくは以下のホームページをご覧ください。

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>

（中小企業 HP⇒経営サポート⇒経営強化法による支援）

一般社団法人 日本印刷産業機械工業会

<http://www.jpma-net.or.jp>

弊社装置が、経営力向上計画の申請において要件を満たしている証明書の発行に、ご協力いたします。